

保護者 様

大阪府立泉北高等支援学校
校 長 栗 山 和 幸

「学校感染症等に係る登校に関する意見書」の提出について（お願い）

日ごろから、本校の教育活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、下記に示すような感染症に罹患（罹患の疑いも含む）した場合、学校保健安全法第 1 9 条により、出席停止（欠席日数には数えない）となります。

登校する際には、別紙「学校感染症等に係る登校に関する意見書」を医師に記入していただき、学校（保健室）へ提出してください。

《参考》

感染しやすい感染症と、その出席停止期間について

病 名	出席停止期間
流行性感冒（インフルエンザ）	発症後 5 日間を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
百日咳	特有の咳消失、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後、3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（3 日ばしか）	発疹がなくなるまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱	主要症状が消えた後、2 日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、ノロウイルス感染、その他の感染症は、感染の恐れがないと医師が認めるまで	

◎上記のような病気の疑いがある場合は、必ず医師の診断を受けるとともに学校に連絡してください。感染症拡大予防の観点から、発熱・嘔吐・下痢などの症状がある場合は登校を見合わせ医師の診断を受けてください。なお、病状により医師が感染の恐れがないと認めたときはこの限りではありません。

◎登校後の嘔吐による吐瀉物・下痢による便が衣服に付着した場合、感染拡大の恐れがあるため学校で洗濯等はできません。汚れた衣服を袋に入れて持ち帰ります。ご了承ください。

◎登校後に発熱・嘔吐・下痢など症状が起こった場合は保護者の方にお迎えをお願いします。感染拡大の恐れがあるため通学バスでの下校はできませんので、ご理解、ご協力をお願いします。

